

被災中小企業復興支援補助金 ～コンプレックス補助金～

のご案内

この制度は、歌手の吉川晃司さんと布袋寅泰さんの音楽ユニット「COMPLEX」が、被災地復興支援のために行った、東京ドーム公演の収益から、イベント運営会社の㈱ディスクガレージを通じて当市にいただいた寄付金により、基金を創設し補助するものです。

市では、東日本大震災により被災した市内中小企業者の、市内での本設による事業再建を支援する「被災中小企業復興支援補助金」を創設しました。

交付要件等は下記のとおりですので、本制度を活用される場合は、申請手続きをお願いします。

1 補助対象者

- ・東日本大震災により事業拠点の主たる事業用資産が滅失し、市内で本設により事業を再開しようとする中小企業者。（震災以降、これまでに本設により事業を再開した中小企業者も対象となります。）

2 対象業種

- ・平成23年4月1日時点における、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に規定する業種のうち市長が認める業種。（例：製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業、療術業など）

3 要件

- ・被災以前から市内で事業を営んでおり、被災後においても市内で事業を行うこと。
- ・り災証明におけるり災程度が「全壊」であること。
- ・申請年度の末日（3月31日）までに施設設備を整備し、本設事業所にて営業を開始すること。
- ・納期の到来した市税を完納していること。

4 補助対象経費

- ・事業再建のために必要な、所得税法施行令第6条第1号（建物及びその附属設備）、第2号（構築物）、第3号（機械及び装置）、第7号（工具、器具及び備品）に掲げる資産の整備に要する経費のうち、市長が認めるもの。

※本事業において、車両、ブルドーザー、パワーショベルその他自走式作業用機械装置は補助対象から除きます。

5 補助限度額

業種	震災からの復旧経費を対象とした国・県の実施する他の補助金の交付決定を受けている場合	震災からの復旧経費を対象とした国・県の実施する他の補助金の交付決定を受けていない事業者が、本補助金において建物の本設に係る建築経費を申請する場合
宿泊業	200万円	200万円
その他の業種	50万円	150万円

※他の補助金とは、グループ補助金、中小企業被災資産復旧事業費補助金、中小企業被災資産修繕事業費補助金などです。被災中小企業事業再開支援補助金（限度額50万円）は含みません。

6 申請方法

- ・今年度の申請受付は平成31年1月31日（木）までとします。（補助制度は当面の間継続いたします。）

次の書類を商工観光課まで提出してください。

○陸前高田市被災中小企業復興支援補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）(1) 整備に係る費用が確認できる書類（見積書、契約書の写し等）

(2) り災証明書（り災程度が全壊であること）

(3) 被災時に市内で事業を行っていたことが分かる書類

（法人は登記事項証明書、個人事業主は平成23年分所得税申告書の写し）

裏面に続く

7 補助金の請求・支払

- ・補助事業完了日から20日以内に下記の書類を提出していただき、速やかに支払う予定です。
- 陸前高田市被災中小企業復興支援補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）
 - （添付書類）・支払いを証する書面等（領収書の写し等）
 - ・整備した施設・設備等が確認できる写真 他

8 お問い合わせ

- ・商工観光課 Tel.54-2111（内線 384）

【手続きの流れ】

